

仕様書

1 件名

あきる野市議場音響映像システム等改修業務（債務負担行為）

2 業務目的

議場の設備は、本庁舎完成以来20年余り経過しており、録音・録画機器に故障が生じるなど、議会運営に支障をきたし始めている。また、議場システムをコントロールしているパソコンのOS（ウィンドウズXP）は、既にサポート期限が切れており、更新が必要だが、更新すると、既存の議場システムをコントロールすることができない。代替機を用意することも困難であり、故障時には議場で議会を開催できない事態も想定される。不測の事態を避け、安定した議会運営を行うため、議場の設備改修を行う。

3 本仕様書について

本仕様書は、必要最低限の機能的要件等を示しており、この要件を踏まえた機器・ソフトウェアの設置、運用及び保守の提案を求めるものである。なお、本業務を遂行するために必要な事項は提案事業者が考慮の上、提案し実施することとする。

4 履行期間

- (1) 改修期間：契約締結日の翌日から令和3年8月13日まで
- (2) 試用期間：令和3年8月23日から令和3年8月31日まで
- (3) 運用期間：令和3年9月1日から令和10年8月31日まで

5 履行場所

あきる野市二宮350番地

6 基本要件

- (1) 議場の音響・映像システム(以下「音響・映像システム等」という。)の構築を行い、必要な機器の調達及び整備、ソフトウェアの設計を行う。
- (2) 新たに音響・映像システム等の導入において不要となる既存機器の撤去、引取りを適正に行うこと。
- (3) 音響・映像システム等の運用(操作)において、専門知識がない者であっても、1人で簡単に操作ができる機器及びシステムを構築すること。
- (4) 改修に当たり、既存設備、機能及び性能に損害及び障害を与えないように十分に措置を講じること。
- (5) 現在、議会録画配信を実施している事業者及び音声放送を担当している事業者ともよく協議の上、映像・音声の問題なく配信されるように設計、施工及び調整を実施すること。
- (6) 省電力及び省スペースに配慮すること。

- (7) 機器等の収納は、市に確認の上、必要に応じてキャビネットを設置するなど適切に行うこと。
- (8) 設置後、容易にメンテナンスができる製品であること。
- (9) 設備機器等の撤去・交換・設置業務については、安全確保、災害・公害防止、盗難防止等業務の管理に万全を期すこと。
- (10) 機器等の安全性・信頼性を確保すること。
- (11) データの漏えい、減失等のセキュリティに十分留意し、業務の信頼性、安全性の確保に努めること。

7 システム要件

システムの要件は別紙の「システム要件」のとおりであるが、要件に記載がなくてもシステム構築に必要なソフトウェア・機器があれば提案して追加すること。

8 検査

工事請負契約に準じるものとし、業務完了後は契約管財課による検査を受けること。

9 機器及びシステム保守

- (1) 契約不適合責任期間は納品検査後、1年間とする。また、調達物品の納品検査での正常動作確認後1年間は、通常の使用により故障した場合の無償保証に応じること。
- (2) システム保守は、調整、点検、問合せ対応、操作方法教授、故障・不具合対応、軽微な配線変更等を保守内容に含めること。
- (3) 市が指定する時期に(年4回以上)、機器及びシステムの定期点検を行い、報告書を提出すること。
- (4) 機器及びシステム等に故障・不具合が発生したときの対応体制を提案すること。
- (5) 緊急時の体制を確保するために、保守連絡窓口を一元化すること。
- (6) 機器及びシステム等の故障・不具合等が生じた場合、迅速に現地確認及び応急措置を行うこと。また、書面により報告書を提出すること。
- (7) 機器にバージョンアップがあった場合は、事務局に告知、システムに問題がないかを検討確認し、有益であれば無償で定期点検時にバージョンアップすること。

10 マニュアルの作成・操作説明・立合い

- (1) 機器及びシステム等の運用マニュアルを作成し、提出すること。
- (2) 市職員に対して操作説明を行うこと。
- (3) システム等改修後、初回となる市議会本会議の指定した日においては、システムに精通した者が立ち会うこと。

11 提出書類

受注者は契約後、直ちに本市と本仕様書に基づく詳細な打合せを行い、次の書類を本市の指定する期日までに提出すること。

なお、提出物の必要部数については、本市の指示に従うこと。

ア 基本設計図

イ 実施設計図

ウ その他本市から指示のあったもの

1.2 請求及び支払方法

支払は運用開始月から発生するものとし、該当月分を翌月に請求すること。なお、試用期間は、支払が発生しないものとする。

1.3 法令等の遵守

本業務の履行に当たっては、個人情報及び業務によって知り得た情報の秘密を保持し、かつ、目的外使用はしないこと。

1.4 留意点

- (1) 機器を設置する際には、転落・落下防止処理を施すこと。
- (2) 接続回線敷設の際には、各配線にラベルを貼り付けること。
- (3) 納入する前に、構築したシステムの十分な動作確認と取扱説明を行うこと。

1.5 その他

(1) 環境活動への協力

本市では、「あきる野市地球温暖化対策実行計画」により、環境に配慮した活動を行っているので、環境に係る市の活動に協力すること。

(2) ディーゼル車規制への遵守

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）ほか、各県の条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(3) その他本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定するものとする。

システム要件

1 制御システム系

- (1) 制御システムの操作は、全て液晶タッチパネル方式とする。また、マウスでの操作も可能とする。
- (2) 座席レイアウトを表示したアイコンの操作など、1動作でマイク・カメラ・テロップを操作できること。
- (3) 座席レイアウトは、複数パターン設定ができ、簡単に切替えができること。
- (4) 座席レイアウトは、専門知識がない者が簡単な操作で役職・氏名の変更や登録等が可能であること(システム導入時は、各パターンの登録を事業者が行うこと。)
- (5) 議員・執行部席等マイクユニット音量は、タッチパネルによる音量調整が可能なこと。
- (6) システムの安定動作のため、ソフトフリーズが少なく、コンピュータウイルス等の感染予防対策がされていること。
- (7) 停電を考慮し、一定時間の電源を確保できるように無停電電源装置(UPS)と接続すること。
- (8) テロップ表示は、議員氏名及び執行部職員の役職・職員氏名の登録が可能であること(システム導入時は、事業者が行うこと。)
- (9) 議員氏名等以外のテロップ機能は、30項目以上あること。
- (10) テロップ機能に事前登録した文字内容は、随時、市職員が簡単な操作で変更や追加が可能であること。また、ローマ字、かな、漢字、外字等に対応していること。さらに、改行等を行うことにより、文字数の制限をなくすこと。
- (11) カメラのパン・チルト・ズーム等の操作及びプリセットの呼出しがタッチパネル上で可能なこと。また、発言中でも表示調整が行えること。
- (12) 複数台のカメラ映像と放映中の映像が、タッチパネル上で同時に常時確認できること。
- (13) タッチパネル上に投票中等のアイコンがあり、映像がそれぞれの画面に切り替わること。
- (14) 出席議員数をタッチパネル上で入力できること。
- (15) 議場内に、開会を知らせるブザー音が流れること。
- (16) 発言残時間の操作がタッチパネルで行えること。また、開始等の表示が分かりやすく、操作しやすいこと。
- (17) 発言残時間表示を議場用モニターにも表示できることとする。また、表示方法は通常分単位とするが、指定した残時間になったときは秒単位での表示が可能であること。
- (18) 指定する発言残時間に達した際と時間切れの際にブザー音等が自動で流れること。
- (19) 採決システム機器を設置すること。
- (20) 出席議員数、採決結果、パソコン端末等の資料等を議場用モニターにも表示でき

ること。

2 音響・録音関係設備

- (1) 複数(2台以上)のマイクユニットによる同時発言が可能であること。
- (2) マイク部は、メンテナンス性を考慮して脱着可能とすること。
- (3) マイク部は、向きを変えられるようにフレキシブルに曲げられること。
- (4) マイク部は、起立でも着座でも発言音声は明瞭に拾える適切かつ妥当な長さであること。
- (5) マイク部は、風防を有すること。
- (6) 音質は聴取に適したものとし、音声のノイズ、ハウリング等が起きないように十分配慮すること。
- (7) 録音操作は、既存の録音機器と連動し、手動による機器操作、タッチパネル操作の両方で可能であること。
- (8) ICレコーダーは、2台(メイン、サブ)同時に両メディアに録音できること。
- (9) 発言者が視覚的にマイクのON/OFFが確認できること。
- (10) マイクシステムについては、有線方式とする。
- (11) マイクユニットの数は、次のとおりとする。

No.	マイクユニット	台数
1	議長席	1台
2	副委員長席(議長席右側)	1台
3	局長席(議長席左側)	1台
4	登壇席	1台
5	議員席	24台
6	執行部席	23台
7	予備用	5台

- (12) ワイヤレスマイク(議場システムを使用せずに単独で使用できるもの)4本設置すること。
- (13) スピーカーを設置するなど、会議音声は議員席、執行部席及び傍聴席でよく聞き取れるようにすること。
- (14) 議員席にイヤホンジャックを設置し、会議音声をイヤホンで聞けるようにすること。
- (15) 記者席にイヤホンで会議音声が聞けるようにすること。
- (16) 難聴者用磁気ループアンテナを設置するなど、難聴者に対する対応をとること。
- (17) 会議音声は、6階フロア及び各課長席で聞くことができるようにすること。

3 映像・録画関連設備

- (1) 議会の中継映像をHDD及びブルーレイディスクに録画できる機器を1台設置すること。
- (2) 会期の前後及び休憩中に映像の再生、画像の表示を放映できる機器を設置すること。
- (3) 議場にタッチパネルの制御システムを1台並びに議長席、局長席、副委員長席及び事務局席に小型モニターを各1台設置する。
- (4) フルHD回転型カメラを3台以上設置すること。また、レンズは光学30倍以上の

ズーム機能を有すること。なお、設置場所やカメラアングル等については、別途協議とする。

(5) 議員、執行部、傍聴席からよく見える位置に議場用モニターを2台以上適宜設置すること(55インチ以上)。

(6) 会議中継映像が、テレビ及び市役所職員のパソコン端末で見られること。